



特許権等の譲渡等による所得の特別控除に関する
明細書

事業年度

:

:

法人名

適用対象所得金額 (25の計)又は(32)		1	円		所得基準額の計算	控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	8	円	
所得基準額の計算	所得金額総計基準額 (別表四「45の①」＋「51の①」)	2	G01			欠損金当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	9	G08	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「47」)	3	G02			翌期繰越欠損金額 (8)－(9)	10	G09	
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4	G03			所得基準額 (2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(10))又は(別表十(五)付表二「9」若しくは「16」) (マイナスの場合は0)	11	G10	
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	5	G04				12	G11	
	関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6	G05			特別控除額 (1)と(11)のうち少ない金額)× $\frac{30}{100}$		G12	
	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「11」－「23」)	7	G06						
			G07						

		①		②		③		④		計	
特許権譲渡等取引の内容	13	E01		E02		E03		E04			
特許権譲渡等損益額	14	円		円		円		円		円	
		G13		G25		G37		G49		G61	
個別控除対象繰越損失額 (別表十(五)付表一「21の①」、「21の②」、「21の③」又は「21の④」)	15	別表十(五)付表一「21の①」		別表十(五)付表一「21の②」		別表十(五)付表一「21の③」		別表十(五)付表一「21の④」			
		G14		G26		G38		G50			
((14)×(24))又は(14) (マイナスの場合は0)	16	G15		G27		G39		G51		G62	
個別繰越損失控除額 (15)又は(別表十(五)付表一「23」) × $\frac{(16)}{(16の計)}$	17	G16		G28		G40		G52			
控除後特許権譲渡等損益額 (14)－(17)	18	G17		G29		G41		G53		G63	
措置法第59条の3第1項第1号イの場合	19	G18			G30			G42			
	20	内	G19		内	G31		内	G43		
		G20		G32		G44		G56			
	21	G21		G33		G45		G57			
	22	G22		G34		G46		G58			
	23	G23		G35		G47		G59			
	24	C01		C02		C03		C04			
適用対象所得金額 (18)×(24)	25	円		円		円		円		円	
		G24		G36		G48		G60		G64	

上記以外の場合	対象事業年度及び対象事業年度開始日の日前2年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	26	円		上記以外の場合	適格研究開発費の額 (26)－(27)－(28)－(29)	30	円	
	(26)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	27	内	G65		研究開発費割合 $\frac{(30)}{(26)}$ (26＝0の場合は0)	31	G70	
	(26)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	28	G66			適用対象所得金額 (18の計)×(31)	32	C05	
	(26)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	29	G67						円
			G68					G71	
			G69						

特許権譲渡等所得減少規定									
E05									

別表十(五) 令八・四・一以後終了事業年度分